主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人黒田純吉、同添田修子の上告趣意第一章ないし第五章は、違憲をいうが、 実質はすべて単なる法令違反の主張にすぎず、同第六章は、火炎びんの使用等の処 罰に関する法律が憲法一三条、一四条、一九条、二一条一項、三一条に違反する旨 いうが、同法律の立法の実質的根拠が薄弱であるといえないことは、その規制の対 象とする行為の危険性等に照らして明らかであり、同法が反政府運動鎮圧を目的と した差別的立法であるといえないことも、その法文自体によつて明らかであり、ま た、同法一条、二条の構成要件はあいまい不明確なものとはいえないから、所論は 前提を欠き、同第七章は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上 告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和五六年三月二三日

## 最高裁判所第二小法廷

良	忠	下	木	裁判長裁判官
夫	_	本	栗	裁判官
頼	重	本	塚	裁判官
慶	宜	野	鹽	裁判官
_	梧	崎	宮	裁判官